平成２２年（フ）第３８２号
埼玉県越谷市弥生町６番29号
債務者　霜田　静枝（旧姓駒井）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
埼玉県羽生市西５丁目27番地２　むさしのハイツ105
債務者　増田　俊一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３３号
埼玉県熊谷市上之3153番地14
債務者　田島あゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５９８号
札幌市東区北18条東20丁目２番28号　αＮＥＸＴ札幌第３―201号、申立時の住所札幌市中央区南７条西13丁目３番26号　ハイツソフィアＡ303号
債務者　岸　　千笑
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０５号
札幌市手稲区曙４条３丁目９番31号　プライムハウス橘101号
債務者　安保　良人
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４９号
札幌市南区真駒内上町５丁目９番１―112号
債務者　浅村ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７８号
札幌市手稲区稲穂２条７丁目11番20号　モダンコーポ田畑２Ｆ10号
債務者　酒田　幸治
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８１号
札幌市東区東苗穂１条２丁目１番３号
債務者　大槻　純一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５９号
札幌市東区北36条東４丁目２番27号
債務者　渡辺　玲子（旧姓田渕）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３４号
札幌市白石区本郷通１丁目南２番21号　フェアフィールド本郷307号、住民票上の住所札幌市白石区東札幌２条６丁目４番８号　弘成産業東札幌ビル405号
債務者　岩田　孝司
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５９号
札幌市南区真駒内本町６丁目９番13号　第５本町ハウス２Ａ
債務者　藤林　正明
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６７号
札幌市南区藤野１条６丁目18番８号
債務者　澤田　　崇
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８７号
札幌市中央区南10条西６丁目４番１―102号
債務者　高頭美和子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９０号
札幌市白石区本通14丁目南７番43号　マイルーム白石Ａ207号
債務者　安岡美予子（旧姓中路）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４８号
札幌市白石区南郷通６丁目南５番10―302号
債務者　堀川　鉄雄
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４９号
札幌市白石区南郷通６丁目南５番10―302号
債務者　堀川笑美子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８４号
札幌市豊平区月寒東１条４丁目１番22―603号
債務者　田上　友子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部